



## 租税回避行為に当たらず!

### —●株式譲渡か残余財産の分配かで争った事例●—

主な資産が土地である法人の財産を分配する場合、株式を譲渡する方法や土地を売却した後に解散して残余財産を分配する方法等が考えられます。今回は、株式譲渡方式を採用したことが、租税回避行為に当たるかどうかで争い、納税者が勝訴した事例をご紹介します（平成7年7月13日静岡地裁）（控訴中）。

◎(株)A青果市場(非同族、株主数約2300名)の元株主である原告Xらは、昭和57年11月その株式の大多数を特殊関係にないBらに12億5千万円で譲渡、BらはC法人等からの借入金でその代金を支払いました。当時株式の譲渡は原則として非課税でした。Bらのうち数名がA法人の新役員となり、12月22日にA法人を解散。清算中に、A法人は、唯一最大の資産である土地をC法人に17億5千万円で譲渡し、その後Bらから自己株式を全部取得して、取得価額全額を有価証券評価損に計上し、多額の土地譲渡益と相殺するという複雑な会計処理をしました。その結果、清算年度末のA法人の資産は現金25万円余を残すだけとなり、法人・株主ともに清算に当たり課せられる諸税を免れることになりました。

◎被告Y税務署長は、一連の行為からみて、Xらの株式譲渡が租税回避のために法形式上採られたものに過ぎず、その実質はA法人の解散に伴う残余財産の分配であり、所得税法25条の「みなし配当」に該当するとして更正処分をしました。

◎これに対して、原告Xらは、解散前に売却されたのは、A法人の財産ではなく、各株主の個人財産である株式であり、株主に支払われたのはその譲渡代金である、また、租税回避をしたのはBらであり、Xらは会計処理にはまったく関与していないと反論して提訴に及んだものです。

◎裁判所は、租税回避行為の否認の要件として、①租税法の定める課税要件を充足する私的経済活動ないし経済現象は、私的自治の原則の下、当事者が

自由に選択することができるものであり、同一の経済目的を達成するために複数の法形式を選択する余地がある場合に、単に税の負担のより少ない法形式を選択したというだけでは、直ちに租税回避行為と評価することはできず、たとえその行為が同一の経済目的を達成するのに迂回的な場合であっても、そのことに合理的な理由が認められる限りは同様である、②この場合において、租税回避行為とは、その法形式を用いた理由が、税負担の軽減排除の目的なくしては純経済的な見地からその行為を合理的なものとして是認することができない場合、要するにその法形式の採用が私的自治の濫用であると評価することができる場合に限られる、と判示しました。

そして、事実関係を詳細に検討したうえで、①土地売却方式によった場合の租税負担の軽減を目的として株式譲渡方式を採用したとしても、それだけでは租税回避行為に当たらない、②原告らの行為を租税回避行為と評価するには、Bらが行った一連の行為が、社会通念に照らし実質的に原告らの行為であると評価できることが必要であり、両者の間に通謀が認められるか、少なくとも原告らが株式譲渡後にBらによって租税回避行為のなされることを認識しながら、あえてこれを自らの税負担を免れるいは軽減させる手段として利用したものといえる事情が必要であるが、原告らにはこのような事情は認められない、と判断して更正処分を取り消しました。この判決に対し、被告税務署長は控訴中であり、控訴審の判決が注目されています。

(資料提供 東京税理士会データバンク室)